

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

シリア：帰還者

第 1.0 版

2022 年 6 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価	3
1. 序論	3
1.1 申請の根拠	3
2. 問題の検討	3
2.1 信ぴょう性	3
2.2 適用除外	3
2.3 難民条約上の理由	4
2.4 危険性	4
2.5 保護	6
2.6 国内移動	7
2.7 証明	7
国別情報	7
3. 帰還者数	7
4. 不法出国の影響及び他国での庇護申請	9
4.1 不法出国	9
4.2 他国での庇護申請	9
5. シリアへの帰還	10
5.1 帰還条件	10
5.2 セキュリティクリアランス	11
5.3 ステータスセツルメント	13
6. 帰還時の扱い	16
版管理	21

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

更新日：2022 年 4 月 12 日

1. 序論

1.1 申請の根拠

1.1.1 シリアへの帰還後にシリア当局によって迫害及び／又は深刻な危害を加えられる恐怖。

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、[信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令](#)を参照。

2.1.2 意思決定者は、以前に英国ビザ又はその他の形態の許可の申請があったかどうかを確認しなければならない。ビザと照合された庇護申請を、庇護申請者との面接の前に調査すべきである（[ビザ照合に関する庇護指令](#)、[英国ビザ申請者からの庇護申請を参照](#)）。

2.1.3 本人が主張する出身地が疑わしい場合、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（[言語分析に関する庇護指令](#)を参照）。

公式—機密：ここから

2.1.4

本項に記載された情報は、英国内務省の内部使用に限定されるため削除された。

公式—機密：ここまで

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

2.2.1 シリア紛争の全ての当事者は、深刻な人権侵害の原因となっている（詳細については、[国別政策及び情報ノート — シリア：治安状況を参照](#)）。意思決定者は、適用除外条項の 1 つ（又は複数）の適用可能性を検討する深刻な理由があるかどうかを検討しなければならない。いずれのケースも、その個別の事実と利点に基づいて検討しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.2.2 難民条約（Refugee Convention）の適用から外れる人は、人道的保護の付与対象（難民資格よりも適用除外範囲が広い）からも除外される。

2.2.3 適用除外条項に関する詳細な指針については、難民条約第 1 条 F 項及び第 33 条(2)項に基づいた適用除外、及び人道的保護に関する庇護指令、並びに制限付き許可に関する指令を参照。

公式—機密：ここから

本項に記載された情報は、英国内務省の内部使用に限定されるため削除された。

公式—機密：ここまで
[目次に戻る](#)

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 シリア政府に反対する形となる、実際の政治的意見若しくは有しているとされる政治的意見、及び／又はシリアの反政府グループを支援しているとみられたこと。

2.3.2 難民条約上の理由を立証するだけでは、難民として認定されるのに十分ではない。問題は、申請者が、実際の、又は有しているとされる難民条約上の理由により迫害を受けることの恐怖を、十分な根拠に基づいて抱いているかどうかである。

2.3.3 難民条約上の理由に関する詳細な指針については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令を参照。
[目次に戻る](#)

2.4 危険性

a. 国家による扱い

2.4.1 虐待を受けずにシリアに帰還することができた人もいるが、その一方で、入手可能な情報によると、セキュリティクリアランス（security clearance：安全保障上の許可）又はステータスセツルメント（status settlement：ステータス解決）を得た後でも、帰国時に逮捕、拘禁、著しく不当な扱いを受ける危険性が依然として存在するという。反政府活動に従事してシリアを不法出国した、かつての反対勢力拠点の出身者のうち、兵役の義務を果たしていないか、若しくはシリア国政府（Government of Syria: GoS）に敵対しているとみなされる国から帰還した人は、虐待を受ける危険性が高い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.2 却下された庇護申請者が、当該の情報源のいずれにも明示されていない場合、意思決定者は、その庇護申請者が上記のカテゴリの 1 つ又は複数に該当する（又は該当するとされる可能性がある）かどうかを検討しなければならない — なお、政治活動とみられるものに関して、及びいまだにアサド政権支持者とみられる人物に対する適用除外の可能性に関しては、KB の第 32 項（却下された庇護申請者及び強制送還者）シリア CG [2012] UKUT 426 (IAC) (2012 年 12 月 20 日)を留意する（第 2.4.3 項を参照）。これに基づくと、KB の判決内容から逸脱するに足る、「説得力のある証拠に裏付けられた十分な根拠」は存在しない。したがって、概してほとんどの強制送還者は、帰国時に逮捕、拘禁され、かつ拘禁中に著しく不当な扱いを受ける現実の危険に直面する可能性が高いと考えられる。これは、難民保護を受ける十分な資格となるだろう。

2.4.3 上級裁判所（Upper Tribunal: UT）は、国別指針の判例 KB（2012 年 3 月 6~7 日、2012 年 8 月 7 日聴取、2012 年 12 月 20 日公布）において以下のように判決を下した。

「・・・シリアで現在起こっている過剰なレベルの人権侵害、つまり、いかなる抵抗の兆しも根絶しようとするかの動きが激化する体制の下では、概して、却下された庇護申請者又は強制送還者は、有しているとされる政治的意見が原因で、帰国時に逮捕、拘禁され、かつ拘禁中に著しく不当な扱いを受ける現実の危険に直面する可能性が高い。これは難民保護を受ける十分な資格である。ただしこの立場は、庇護申請を却下された人が、シリアへの帰国時にいまだアサド政権の支持者とみられる場合には該当しない可能性がある。」（第 32 項）

2.4.4 入手可能な証言によると、シリアに帰還するには、まず最初に「セキュリティクリアランス」と「ステータスセツルメント」と呼ばれる 2 つの帰還手続を踏まなければならない。

2.4.5 セキュリティクリアランスのプロセスでは、シリア当局は、個人及びその家族が指名手配リストに載っているかどうか、及び／又は安全保障上の脅威とみなされるべきかどうかを照合確認する。シリア当局がこの確認を完了し、当該個人が指名手配リストに載っていない、又は安全保障上の脅威とみなされないと認めたときには、シリアへの帰国を可能にする書面が当該個人に交付される。シリア国政府（GoS）によって指名手配されている家族を持つ個人に対して、セキュリティクリアランスが交付されるかどうかに関しては、相反する証言がある（セキュリティクリアランスの項を参照）。指名手配リストに載っている人は、ステータスセツルメントのプロセスを経る必要がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.6 ステータスセツルメントのプロセスでは、指名手配中の人物は、GoS に関わる自身の問題の解決を申請する。GoS が当該人物の未解決の問題を解決することに同意した場合、当該人物の氏名は、理論上は指名手配リストから削除され、当該人物はもはや要注意人物ではなくなる。2017 年末、シリア外務・移民省（Syrian Ministry of Foreign Affairs and Expatriates）は、シリアへの帰還を希望しているが、同国を不法出国したか未解決の安全保障上の問題のあるシリア国民は、ステータスセツルメントのプロセスを利用することができる」と明言している（ステータスセツルメントの項を参照）。

2.4.7 未解決の安全保障上の問題には、反政府スローガンの使用、反政府デモへの参加、武器を取って GoS と戦うこと、予備兵役又は強制兵役義務を回避又は放棄することなどが含まれる。ステータスセツルメントの申請が承認され、GoS の指名手配リストから氏名が削除されると、シリアへ帰国できることを示した押印済みの書面が交付される。ステータスセツルメントの申請が承認された場合でも、ステータスセツルメントの書面に示された治安機関がどこであれ、更なる調査のために帰国後直ちに当該治安機関に接触することが求められる（ステータスセツルメントの項を参照）。

2.4.8 ここ数年の領土獲得後、GoS は、国内が安定しているというイメージを促進することに努め、他国にいるシリア人に本国への帰還を奨励する試みを行っている。欧州からの帰還者数に関する統計は入手できないが、国連難民高等弁務官によると、2020 年にトルコ、レバノン、ヨルダン、イラクなどの主に隣国からシリアに自主的に帰還した人は 38,233 人であった（帰還者数の項を参照）。

2.4.9 しかしながら、入手可能な証拠によれば、シリアへの帰還前にセキュリティクリアランス又はステータスセツルメントを得たにもかかわらず、シリア当局による帰還者の逮捕、拘禁、尋問、拷問、失踪、殺害は今も発生している（帰還時の扱いの項を参照）。

2.4.10 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令を参照。

目次に戻る

2.5 保護

2.5.1 当該個人が国家による迫害を受けることの恐怖を、十分な根拠に基づいて抱いている場合、当該個人は概して当局からの保護を受けることはできない。

2.5.2 国家による保護の利用可能性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

性と難民資格の評価に関する指令を参照。

目次に戻る

2.6 国内移動

2.6.1 当該個人が、国家から迫害されたり深刻な危害を加えられたりする恐怖を抱いており、それが十分な根拠に基づいている場合、その危険性から逃れるために移動することができる可能性は低い。

2.6.2 国内移動に関する詳細な指針については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する指令を参照

目次に戻る

2.7 証明

2.7.1 申請が却下された場合、「2002 年国籍、移民及び庇護法」の第 94 条に基づいて「明らかに根拠がない」として証明できる可能性は低い。

2.7.2 証明に関する詳細な指針については、「2002 年国籍、移民及び庇護法」の第 94 条に基づく保護及び人権の申請に係る証明（明らかに根拠のない申立て）を参照。

目次に戻る

国別情報

第 3 項の更新日：2022 年 4 月 12 日

3. 帰還者数

3.1.1 2021 年 11 月、欧州庇護支援事務所 (European Asylum Support Office: EASO) — 現在の呼称は欧州連合庇護機関 (European Union Agency for Asylum: EUAA) — は、「国別指針：シリア」と題する報告書を公表した。同報告書には以下のように記されている。

「過去数年にわたるシリア軍による領土獲得後、政府は、国内が安定しているというイメージを促進することに努め、現在は難民の帰還を呼びかけている。このような GoS [Government of Syria (シリア国政府)の略] の声明は、これまでの GoS の方針からの転換を示し、ここでは大規模な人の移動を、より同質な社会を達成し一般市民の追隨を確保する手段と見ている。2020 年 11 月 11 日、GoS は、何百万人というシリア難民のシリアへの帰還を促すことを狙い、ロシアの支援を受けた 2 日間の会議をダマスカス県で開催した。同会議には、レバノン、イラク、イラン、ロシア、中国、ベネズエラを含む

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

数ヶ国が出席した。一方 EU は、シリアの状況は難民が安全に、自主的に、堂々と、継続的に帰還できる状態をもたらすものではないと主張し、同会議の出席を拒否した。強制的な徴兵、無差別の拘禁、強制失踪、拷問、身体的・性的暴力、住居、土地、財産の利用における差別などを含む、人権侵害をシリア当局が続けていることを EU は指摘した。よって EU は、難民帰還に関するこの会議は時期尚早であると判断した。UNHCR [United Nations High Commissioner for Refugees (国連難民高等弁務官)の略] と米国も同会議への出席を拒否した。

「2020 年に EU 地域からシリアに帰還したシリア人及びシリア出身の無国籍者の数に関して、入手可能な統計資料はない。同年、レバノンとヨルダンからシリアに自主的に帰還した難民として 12,817 人が記録され、また、2021 年の最初の 3 か月についてはこのような帰還者として 2,107 人が記録されている・・・2020 年については、自己組織化された難民のシリアへの帰還者の総数は 38,233 人であったことが UNHCR によって示され、その大部分は隣国からの帰還者であった。

「シリア内務省は、不法出国に対して課され、これまで実施されていた懲役や罰金による処罰を免除するという通達を 2019 年 3 月に出した。しかしながら、不法出国した場合は、シリアへの帰還の必須条件として、「ステータスセツルメント」又は「セキュリティクリアランス」と呼ばれる正式な手続を踏む必要がある。これらの手続の狙いは、当該個人のステータスを合法化する、又は「[当該個人の]問題を解決する」ことである。」
(セキュリティクリアランス及びステータスセツルメントの項を参照)

3.1.2 2021 年 10 月、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service: DIS) は、さまざまな情報源を引用した報告書「シリア：難民帰還に関する問題」を公表した。同報告書には以下のように記されている。

「UNHCR によると、2016 年以降にシリアの隣国からシリアへ自主的に帰還したシリア難民の数は、2021 年 5 月 31 日の時点で 282,283 人であり、その内訳は以下のとおりである。

- トルコからの帰還者：110,649 人
- レバノンからの帰還者：64,714 人
- ヨルダンからの帰還者：57,276 人
- イラクからの帰還者：48,194 人

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

第 4 項の更新日：2022 年 4 月 12 日

4. 不法出国の影響及び他国での庇護申請

4.1 不法出国

4.1.1 2021 年 6 月、欧州庇護支援事務所（EASO）は、さまざまな情報源を引用した報告書「シリア：他国からの帰還者の状況」を公表した。同報告書には以下のように記されている。

「これまでシリアからの不法出国は、懲役及び／又は罰金による処罰の対象となるおそれがあった。しかし 2019 年 3 月 26 日、シリア内務省は、前述の処罰を免除する旨の通達 342 号を出した。ただし、シリアを不法出国した場合は、シリアへの帰国に先立ち、「ステータスセツルメント」又は「セキュリティクリアランス」とそれぞれ呼ばれる正式な手続によって解決しなければならない問題がある（セキュリティクリアランス及びステータスセツルメントの項を参照）。

「・・・SJAC [Syria Justice and Accountability Center (シリア正義と説明責任センター) の略。SJAC とは、シリアにおける人権侵害が包括的に文書化され、移行期正義と平和実現のためのそれが活用されるよう尽力することを唱っている組織である] の法律・人権アドバイザーは、シリアを不法出国した人がシリア国内で法的手続を開始することは不可能であるとはっきり述べている。帰還者が自身の不正出国の問題を先に解決せずにシリアに帰国した場合、軍事刑務所又は軍の治安機関にいきなり送られると、この専門家は言う。しかし、帰国前に自身の不法出国の問題を解決したにもかかわらず、帰国時に逮捕された人がいることも文書に示されている。」

目次に戻る

4.2 他国での庇護申請

4.2.1 さまざまな情報源を引用した 2021 年の EASO 報告書には、以下のように記されている。

「他国で庇護申請をした人が帰国時にどのような扱いを受けるかという質問に対して、明白な答えが見つかるかもしれない。シリアの移民・パスポート局（Syrian Immigration and Passports Department）の局長ナジ・ヌメイリ将軍は、2018 年 11 月に行われたインタビューで、隣国や西洋諸国などの他国で庇護を受けたことによって帰還者が起訴又は逮捕されることはない」と DIS に述べた。また、ダマスカス県を拠点とするある弁護士が 2018 年 11 月に DIS に語ったところによると、政治的若しくは軍事的な敵対者としてよく知られた人物でなければ、他国で庇護申請をしたことによって帰国時に処

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

罰を受けることはないという。

「欧州平和研究所（EIP）[European Institute of Peace の略。EIP は「持続可能な和平プロセスと和平合意を考案し提供する」ことを唱い、「紛争解決に関する実知的知識、技術的な専門知識及び政策的助言を提供する」組織である] のシリア専門家は、他国で庇護申請をしたことは正式な手続 [セキュリティクリアランス及びステータスセツルメントを参照] による解決であると信じている。SJAC の法律・人権アドバイザーは、それは事例によって異なると報告している。この専門家は、これまでの庇護申請者の中には、帰国後にシリア当局に関わる個人的問題に直面しなかった人もいれば、帰国後にシリア当局によって殺害又は強制失踪させられた人もいるという情報を得ている。」

目次に戻る

第 5 項の更新日：2022 年 4 月 12 日

5. シリアへの帰還

5.1 帰還条件

5.1.1 さまざまな情報源を引用した 2021 年 10 月付けの DIS 報告書では、以下のよう

に記されている。

「シリア人は帰国のために、セキュリティクリアランス（アラビア語：muwafaka amniya）及びステータスセツルメント（アラビア語：taswiyat wada）という形式の帰還手続を踏まなければならない場合がある。また、シリア人は、他国からの帰還以外の事柄のために、これらの手続を踏まなければならない場合もある。シリア国民が、例えば、転居、家の賃借や購入、建て直し、改築、店舗の開店、仕事への応募などを望む場合、従来及びシリア内戦の勃発前はセキュリティクリアランスが要求され、これは今でも要求される。

「本報告書における『セキュリティクリアランス』と『ステータスセツルメント』は、以下のように理解される。

「- 『セキュリティクリアランス』とは、ある個人が指名手配リストに載っているかどうか、及び安全保障上の脅威とみなされるべきかどうかの照合確認をシリア当局が行うプロセスをいう。

「- 『ステータスセツルメント』とは、GoS によって指名手配されている人物が、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

GoS に関する自身の問題の解決を申請するプロセスをいう。GoS が当該人物の未解決の問題を解決することに同意した場合、当該人物の氏名は指名手配リストから削除され、当該人物はもはや指名手配者ではなくなる。」

5.1.2 さまざまな情報源を引用した 2021 年 7 月付けの EASO 報告書には、以下のよう
に記されている。

「他国からの帰還者や、反対派が掌握した地域からの国内避難民（internally displaced person: IDP）が、政府が掌握したシリアに帰還するには、シリア当局による審査を通
過する必要がある。

「・・・政府が掌握したシリアへの正式な帰還に関する既存文献には、『セキュリティ
クリアランス』と『ステータスセツルメント』という 2 つの主要な概念が適用されると
記載されている・・・しかしながら、本報告書のために調査を行った情報源によると、
セキュリティクリアランスとステータスセツルメントの申請の間には明確な区別がな
いという。隣国又は EU 加盟国に居住するシリア人が、政府が掌握したシリアに合法的
に帰還することを希望する場合は、シリアの在外公館で申請をしなければならない。『セ
キュリティクリアランス』又は『ステータスセツルメント』とそれぞれ呼ばれるこの手
続の中で、シリア当局は申請者に対してさまざまな確認を行う。」

[目次に戻る](#)

5.2 セキュリティクリアランス

5.2.1 さまざまな情報源を引用した 2021 年 10 月付けの DIS 報告書には、セキュリ
ティクリアランスを取得する手続に関して以下のように記されている。

「セキュリティクリアランスの申請については、申請者は、セキュリティクリアランス
の手続において自分と家族に関する多数のさまざまな質問をされる。シリア当局は、
当該申請者の氏名と、治安当局の指名手配リストの氏名との照合確認を行う。2018 年
にレバノンのシリア難民がシリア帰還のために取得する必要があったセキュリティク
リアランスに関しては、セキュリティ審査の際に彼らのフェイスブックのプロフィール
やその他のソーシャルメディア活動も調べられたと、COAR グローバル（COAR
Global）は述べている。

「カーネギー・ミドル・イースト・センター（Carnegie Middle East Center）[「中東と
北アフリカの政治面、経済社会面、安全保障面の問題を徹底的に分析すべく一流の地
域専門家を活用する」組織] のマハ・ヤヒヤ（Maha Yahya）氏による 2019 年 9 月 11

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

付けの記事によれば、セキュリティクリアランスを実施し、難民や IDP の帰還を承認しているのは、シリア情報機関の業務調整を担当するシリア国家安全保障局（Syria's National Security Bureau）であるという。

「GoS が、申請者が指名手配リストに載っていない（若しくは安全保障上の脅威とみなされない）ことを照合確認すると、その人物には、シリアへの帰還を可能にする書面が交付される。このセキュリティクリアランスの書面は、シリア内の政府支配地域の検問所で提示する必要がある、押印済みの書面である。2018 年 12 月に公表されたフィンランド入国管理局（Finnish Immigration Service）による報告書によれば、セキュリティクリアランスの書面の有効期間は 3 か月であるという。この書面の有効期限が切れた場合や、他の目的でセキュリティクリアランスが必要な場合は、新たにセキュリティクリアランスを申請する必要がある。」

5.2.2 前記の情報源は、更に以下のように述べている。

「2018 年にフィンランド入国管理局が聞き取りをした情報源によると、当局は、当該個人の家族が指名手配されていないかの確認も行っている。よって、セキュリティクリアランスが与えられるのは、本人及びその家族が指名手配されていない申請者のみである。テロ行為に関係する事件で指名手配中の家族（1 親等又は 2 親等）がいる人は、セキュリティクリアランスを取得する際に困難に直面するだろう。

「2020 年 12 月付けの報告書のために DIS が話を聞いた情報源によると、いくつかの個別のケースでは、GoS に指名手配された家族がいるためにセキュリティクリアランスを取得していない人もいるという。

しかし、これは GoS の組織的な慣行ではない。指名手配された家族がいるにもかかわらず、セキュリティクリアランスを取得できた人も多数いる。イドリブ県に向かった人たちの中には、GoS に指名手配された家族がいるにもかかわらず、セキュリティクリアランスを取得し、政府支配地域に帰還することができた人があるという情報を得ていると、当該情報源は述べている。当該情報源によれば、個人がセキュリティクリアランスを取得できるかどうかは、概して、その家族が指名手配されている安全保障上の問題の種類に左右されるという。

「また、帰還を希望する人は、指名手配中の家族がいる以外の理由でも、セキュリティクリアランスの付与を却下される場合がある。例えば、当該個人が帰還を希望するシリア内地域が、居住不可能なほどに破壊されていると当局が判断した場合、当該個人

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

へのセキュリティクリアランスの付与は却下される・・・2020年12月付けの報告書のために DIS が話を聞いた情報源によると、GoS が親政府派とみなした個人は、セキュリティクリアランスを早く取得できるという。」

目次に戻る

5.3 ステータスセツルメント

5.3.1 さまざまな情報源を引用した 2021 年 10 月付けの DIS 報告書には、以下のよう
に記されている。

「『ステータスセツルメント』とは、シリア内戦中に登場した用語であり、シリアに居住するシリア国民によるあらゆる反政府活動が、『GoS によって許される』手続を意味し、その目的は、GoS が反対勢力から奪回した地域に人々が住み続ける、又は帰還することを可能にすることである。

UNHCR によると、ステータスセツルメントにはシリア治安当局による審査が含まれ、この審査では当該個人の過去の反対派活動が調べられる。該当する活動には、反政府デモ、反対派が掌握した地域での救済活動への参加、武器を手にとって GoS と戦うこと、GoS がテロ行為とみなすその他の活動など、GoS に反対するさまざまな政治活動が含まれる。

「2017 年末、ステータスセツルメントの適用可能性が拡大し、シリア国外に居住している人も含まれるようになった。紛争によりシリアを不法出国したか、未解決の軍事上又は安全保障上の問題を有しているシリア国民が、シリアへの帰還を希望している場合に、GoS に関わる問題を解決することができると、シリア外務・移民省は述べている。

「・・・通常、GoS に指名手配された人物は、指名手配リストから自身の氏名を削除してもらうには、自身のステータスの解決をシリア当局に申請する必要がある。当該人物の申請が承認されると、それは当該人物はもはや指名手配者ではなく、ゆえに GoS によって起訴されないことを正式に意味する。

「シリア人又はシリアから避難してきたパレスチナ難民（PRS: Palestinian refugees from Syria）で、他国に居住していてシリアへの帰還を希望する人は、不法出国や安全保障上の問題、徴兵拒否者による免除金の支払など、さまざまな問題について、ステータスセツルメントを申請することが必要である。

「未解決の安全保障上の問題には、デモへの参加、反政府スローガンの提示、武器を取

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

って GoS と戦うこと、予備兵役又は強制兵役義務を回避又は放棄することが含まれる（なお、ステータスセツルメントは、当該義務を回避したことで起訴されることを伴うものではないが、シリアへの帰還後に兵役義務を果たさなければならない）。

「シリアを不法出国したか、又は未解決の安全保障上の問題を有する男性が、免除金の支払による兵役免除を望む場合、この男性は、免除金の支払を許可されるためにステータスセツルメントを申請しなければならない。

「ときどき、自分が GoS に指名手配されているかどうか不確かな人がいる。そこで、このような人は、他国のシリア代表機関に接触してシリアに帰還する前に、この点を明確にしようとすると思われる。シリア人は、シリア国内に、又は時には他国（例：ヨルダンやレバノン）にも、シリアの治安機構とつながりがあり、代金を支払えば、GoS に指名手配されているかどうかの情報を提供してくれる知人がいることが多い・・・ストックホルムにあるシリア大使館領事部は、2020 年 12 月 7 日にランドインフォ（Landinfo）が行った電話インタビューで、同大使館はシリアへの帰還を希望する全てのシリア人に対して、帰還前に、GoS に関わる未解決の問題の有無をシリア当局にはっきり確認するよう促していると伝えた。

「2020 年 12 月付けの報告書のために DIS がインタビューした情報源によると、多くのシリア人はシリア当局を信用しておらず、ゆえに未解決の安全保障上の問題があっても、それをシリア大使館又は領事館を通して解決しようとは思わないだろうという。その代わり、彼らは自分の氏名を指名手配リストから削除してもらうため、特定の治安機関の職員に賄賂を渡す方を選ぶだろう」

5.3.2 前記の情報源は、ステータスセツルメントを得る手続に関して、以下のように述べている。

「シリア難民が自身の問題を解決したいと思う場合は、最寄りのシリア代表機関（大使館や領事館）でその申請をしなければならない・・・ステータスセツルメントの申請を大使館で行う際は、まず最初に、シリアの身分証明書又はシリアのパスポートを提示してシリア国民であることを証明しなければならない。登録後、当該申請者は、ステータスセツルメント用の申請書を渡され、当該申請者はこの申請書に記入しなければならない。

「この申請書は 2～3 ページ構成で、申請者に関する詳細な質問が多数記載されている。これらの質問には、当該申請者が、GoS に対する武装反対勢力に関与していたかど

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

うか — 又は関与していた人物を、シリア内外を問わず知っているかどうか — も含まれる。さらに、いつ、どのようにしてシリアを出国したか、シリア国外のどこに滞在していたか、他国に滞在中は何をしていたかも質問される。この申請書において、申請者は、両親や姉妹、兄弟、子供、配偶者などの身近な家族の情報も提供するように求められる。申請者は、当該家族の氏名、職業、居住地、指名手配の有無、GoS の反対勢力での活動の有無について情報を提供しなければならない。申請書に漏れなく記入した場合でも、大使館又は領事館の担当者は — 申請書に記載された情報に基づいて — 、申請書の一部の質問に対して更なる情報を書面で提供するように、申請者に求めることがある。

「シリア国内で、この申請は中央又は地域の治安担当官が関与する形で処理される。前述の治安担当官は、提出された情報をチェックし、当該申請者の問題を解決するかどうか、すなわち、その氏名を指名手配リストから削除することに同意するかどうかを決定する。ときどきシリアの治安当局は、いくつかの事項について更なる情報を求めることがある。この場合、領事館又は大使館は申請者に連絡を取り、要求された情報を書面で提供するように申請者に求める。申請者の家族又は親族の中に武装反対勢力に所属している人物がいる場合、当該の申請者は、くだんの人物、その活動及び所在に関する詳細な情報を提供するように求められる。

「シリア国内の当局がステータスセツルメントの申請を承認した場合は、その旨が領事館又は大使館から申請者に知らされる。ステータスセツルメントの申請が承認されると、その人物の氏名は指名手配リストから削除される。

「ステータスセツルメントの申請が承認され、指名手配リストから氏名が削除されると、シリアへ帰国できることを示した押印済みの書面が交付される。ステータスセツルメントの申請が承認されなかった場合、その事案は保留となるが、当該申請者は、帰国できないことを明確に示した何らかの返答をシリアから受け取ることはない。

「ステータスセツルメントの申請が承認された人は、更なる調査のために、シリアに帰国後すぐに、ステータスセツルメントの書面に示された治安機関に接触することが求められる。帰国し、当該の治安当局への報告時に主に質問されるのは、自分の家族に関することと、自分と同じ地域出身で武装反対勢力に参加していた、若しくはシリア国外に居住している人に関することである。加えて、反政府抗議が起きていたときや暴動の初期に自分が何をしていたかも質問される。」

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

第 6 項の更新日：2022 年 4 月 12 日

6. 帰還時の扱い

6.1.1 さまざまな情報源を引用した 2021 年 6 月付けの EASO 報告書「シリア：他国からの帰還者の状況」には、以下のように記されている。

「国内避難民、帰還者及び国内移動に関する 2020 年 4 月付けの報告書において、EASO は、帰還者が帰還時にシリア当局によって逮捕、拘禁、拷問され、これにはステータス解決済みの人も含まれていたことを示す、さまざまな情報源を引用している。帰還者に対するこの種の扱いは、この報告書の照会期間中に調査を行った情報源によって報告され続けている。例えば、人権のためのシリア・ネットワーク（Syrian Network for Human Rights: SNHR）は、2020 年初め以降、少なくとも 156 件の帰還者の逮捕を記録しており、これにはシリア国外からの帰還者を狙った逮捕 89 件も含まれる。

「この報告書のために話を聞いた情報源は、セキュリティクリアランスの取得は決してシリアへの安全な帰還を保証するものではないことを強調している。例えば、正義と人権のウルナムム（Urnammu for Justice and Human Rights）[「権利侵害にさらされている個人及び団体に支援を行う・・・非政府・非営利組織」]は、帰還前にセキュリティクリアランスを取得したにもかかわらず、帰還時に逮捕、強制失踪及び／又は拷問死させられた帰還者の事例を文書化している。

「また、セキュリティクリアランスは、単に帰還者のシリア入国を許可するだけのものであることに留意すべきである。セキュリティクリアランスに加えて、通常、帰還者には、帰還後すぐに特定の治安機関を訪れるよう指示する書面が渡される・・・治安機関を訪れることは、尋問、逮捕、拘禁、拷問される危険や、強制的に密告者、政府軍兵士、親政府系の過激派メンバーにさせられる危険を伴う。

SJAC の法律・人権アドバイザーによれば、このような慣行は帰還者を勝ち目のない状況に追い込むものである。万一に備えて治安機関を訪れた帰還者は、深刻な危害を受けるかもしれない。その一方、治安機関を訪れるよう指示する書面に従わなかった帰還者には、逮捕状が発行される。

「・・・話を聞きたいいくつかの情報源は、引き続きシリア当局が帰還者を帰還時に逮捕、（一時的に）拘禁、尋問、拷問し、かつ／又は反テロ法廷で起訴していることを確認している。これらの情報源によると、特に以下の人は、帰還時に前述の形態の扱いを 1 つ又は複数受ける危険がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 反政府抗議に参加していた、及び／又は反対勢力のメンバーである人
- 親族が反政府抗議に参加していた、及び／又は反対勢力のメンバーである人
- 安全保障に関する記録がある、及び／又は指名手配リストに載っている人
- シリアを不法出国した人
- かつての反対勢力拠点の出身者
- GoS に敵対しているとみなされる国からの帰還者
- 兵役義務をまだ果たしていない人
- 行方不明になっている夫、父親及び／又は兄弟がいる女性や子供

「かつての反対派勢力拠点の出身者に対してシリア政府は否定的な見方をしているが、この点について SJAC の法律・人権アドバイザーは、ダマスカス県生まれの 2 人の帰還者の事例に言及している。帰還した際に彼らは、特定の治安機関を訪れるよう指示する書面（アラビア語で waraket mourajaa と呼ばれる）を受け取った。2 か月にわたり、彼ら 2 人はいろいろな治安機関を転々とさせられ、気付けばその都度、逮捕を回避するために賄賂を支払っていた。このように、紛争中ずっと政府の支配下にあった地域の出身であることは、政府が掌握したシリアへの安全な帰還を必ずしも保証するものではないと、この専門家は強調している。」

6.1.2 前記の情報源は、更に以下のように述べている。

「帰還者の扱いに影響を及ぼしているもう 1 つの要因は、シリアの治安機構が極めて細分化されていることである。例えば、主要な 4 つの治安機関として、空軍情報局（Air Force Intelligence Directorate）、軍事情報局（Military Intelligence Directorate）、政治治安局（Political Security Directorate）及び総合情報局（General Intelligence Directorate）が存在し、後者は国家情報局（National Intelligence Directorate）とも呼ばれている。このことが、帰還者を始めとする人たちが 1 つの情報局で解放されても、更に他の情報局にも呼ばれるという状況をもたらしている可能性がある」と、いくつかの情報源は指摘している。よって、このような人たちが、シリアの治安機構に関して自分がどのような立場にいるのか見極めることは、もし不可能でなければ困難である。

「この事態を更に混乱させるのは、シリアの治安機構による帰還者の扱いに一貫性がないことである。例えば、ジュスール・フォー・スタディ（Jusoor for Studies）[情報管理を専門とし、シリアの政治・社会事情・・・に関する調査研究を行う「独立機関」であると自らを述べる組織] は、指名手配中の親族がいるために逮捕された帰還者がいるという情報を得ている。その一方で、この専門組織は、指名手配リストに載っている家族がいても逮捕されなかった帰還者がいることも把握している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「レバノンにおけるシリア人の状況に関する 2020 年 2 月付けの報告書で、ICG [International Crisis Group]（国際危機グループ）は、どのような人が反対派に該当するかの当局の考えが常に明確とは限らないか時と共に変化する可能性があるため、帰還時に逮捕されるおそれがないのはどのような人かについて、何も確実なことは言えないという結論を出している。この ICG による結論は、専門家との数件のインタビューによって裏付けられている。EIP のシリア専門家は、パスポートに出国スタンプがなくても帰国時の差し迫った問題にはならないケースもあるが、そのことは後日、シリア当局によって帰還者の不利になるよう利用されるおそれがあると述べている。ジュスール・フォー・スタディと、正義と人権のウルナンムによれば、帰国時にそのまま逮捕された帰還者もいれば、帰国後 1～2 か月後に逮捕された帰還者もいるという。」

6.1.3 2021 年 9 月、アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、「『あなたは死に向かっている』 — シリアに帰還するシリア難民に対する人権侵害」と題する報告書を公表した。同報告書は、深刻な人権侵害（性的暴力、恣意的及び不法な拘禁、拷問その他の虐待、並びに強制失踪、拘禁中の死亡を含む）を受けたとされる人のケースを計 66 件記載している。成人帰還者 53 人の証言によると、22 人は何らかの許可プロセスを経ていたにもかかわらず、さまざまな種類の人権侵害を受けたという。

6.1.4 2021 年 10 月 20 日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch: HRW）は、「『私たちの毎日は死んでいるのと変わらない』、レバノンやヨルダンから帰還したシリア難民」と題する報告書を公表した。同報告書は、ヨルダンからシリアに帰還したシリア難民 30 人のインタビュー、2017 年から 2021 年の間にレバノンからシリアに帰還したシリア難民 24 人のインタビュー及び帰還者の親族 9 人と帰還予定者 2 人のインタビューに基づいたものである。同報告書には以下のように記されている。

「レバノンやヨルダンから帰還した難民がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによると、彼らがシリアに帰還した後、シリア政府やその関連民兵組織は、彼らやその家族に対して、恣意的な逮捕、拘禁、拷問、非人道的で屈辱的な扱い、誘拐、超法規的殺害を行ったという。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、逮捕及び恣意的な拘禁 21 件、拷問 13 件、誘拐 3 件、超法規的殺害 5 件、強制失踪 17 件、性的暴力と疑われる事例 1 件を文書に記録している。ダルアー県への帰還者 28 人にもインタビューが行われ、彼らは治安の良くない環境 — その特徴として、検問での逮捕、誘拐、恐喝、賄賂やゆすり、暗殺、まん延する無法状態、説明責任の欠如が挙げられる — での生活がどのようなものかを語った。」

6.1.5 前記の報告書では、シリア帰還者のインタビューで得た情報は、次のように一

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

流のシリア専門家の見解によって裏付けられたと述べている。「・・・治安当局者とお茶を飲みながら本格的な拷問かは分からないが、帰還者のほぼ全員は何らかの形態の取調べを必ず受ける。当局は彼らが出国した理由を知りたいのである。」

6.1.6 当該報告書によると、HRW がインタビューした人のほとんどは、セキュリティクリアランス又はステータスセツルメントを得ていたが、それでも虐待に遭っていた。

6.1.7 さまざまな情報源を引用した 2021 年 10 月付けの DIS 報告書には、不法出国や兵役回避に関わるステータスセツルメントを得た帰還者の扱いについて、以下のよう
に記している。

「2020 年 12 月付けの報告書のために DIS が話を聞いた情報源 2 人によると、不法出国又は兵役回避（免除金の支払で兵役を逃れるため）によりステータスセツルメントを申請した人が、ステータスセツルメントを得る可能性が最も高いと考えられる。この種の帰還者は、帰還時に GoS に関わる問題に直面しないのが一般的である。しかしながら、2020 年 8 月に DIS がインタビューした別の情報源は、不法出国や兵役回避の問題を解決していても帰還時に一時的に逮捕された人もいと述べている。その中には拷問を受けた人もいるかもしれないと同情情報源は言う。

「あるシリア研究者は、不法出国の問題を解決したにもかかわらず、反対勢力の一員であるという告発によって帰還時に逮捕された人を 2 人把握している。この逮捕が起きたのは、彼らが、シリア当局によって示された治安機関に帰還の報告をしていたときであった。彼らのうち 1 人は、ダマスカス県郊外の北部のデュマイル町出身の 43 歳の男性であった。彼はレバノンから帰還し、約 40 日間拘禁され、反対勢力の指導者数人に関する取調べを受けた。解放後も更なる取調べのために呼び出されたが、再度逮捕されることはなかった。もう 1 人はダマスカス県出身の 24 歳の男性で、エジプトからシリアに帰還して数週間後に逮捕された。この逮捕には恐喝以外に特に理由はなかった。家族が 14,000 米ドルを支払った後で彼は解放された。」

6.1.8 前記の情報源は、過去の安全保障上の問題によりステータスセツルメントを得ていた帰還者の扱いについて、更に以下のように述べている。

「2020 年に DIS のインタビューを受けたジュスール・フォー・スタディは、安全保障上の問題が解決したことを根拠にシリアに帰還するのは危険であると判断している。また、あるシリア研究者は、GoS に関わる安全保障上の問題を解決したにもかかわらず、治安機関に帰還報告をしているときに逮捕されたケースもあると述べている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「ジュスール・フォー・スタディによると、ステータスセツルメントを申請した人はソーシャルメディアのプロフィールも持っていると考えられ、このプロフィールはシリアの治安部隊によって調査される。自分のプロフィールに反政府活動についての記載がある人は、シリアへの帰還時に当該活動について取調べを受ける可能性がある。また、ステータスセツルメントの書面を得ていても何らかの問題に直面することがあり、例えば、GoS が反政府的とみなす投稿を好む友人がいる場合が、その一例である。同様に、他の2人の情報源も、安全保障上の問題を解決して指名手配リストから氏名を削除してもらっても、必ずしも帰還時に当局に関わる問題を回避できるとは限らないと述べており、ステータスセツルメントを得ていても、帰還時に新たな告発を受け、逮捕される危険があるかもしれないという。ある情報源は、未解決の安全保障上の問題があるためにステータスセツルメントの手続を完了したが、帰還時に逮捕された人たちについて知っているという。また、同情報源によると、治安機関に指名手配されているにもかかわらず、そのステータスを解決せずにシリアへの入出国を果たした人たちのケースもあるという。この人たちは、自分を指名手配している治安機関に立ち寄らずにすむという幸運に恵まれたため、何の問題にも直面しなかった。」

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

版管理

承認

以下は本書が承認された際の情報である。

- 第 1.0 版
- 2022 年 6 月 16 日から有効

公式—機密：ここから

本項に記載された情報は、英国内務省の内部使用に限定されるため削除された。

公式—機密：ここまで

本書の前版からの変更点

シリア人帰還者の状況に焦点を当てた個別 CPIN の初版

[目次に戻る](#)